

条例に盛り込むべきとして整理された点

1 名称 ⇒ 文化庁、文献、県の文化振興プランの考え方を踏まえて案を提示

【第1回例示】 「山形県文化基本条例」

【第1回懇話会の意見】

- ・ 条例の名称には、「文化芸術」という文言を入れてはどうか。
- ・ 条例の名称については「芸術」を入れたほうがいい。
- ・ さらに言えば「山形県文化芸術デザイン基本条例」ではどうか。

【提示案】 例示に同じ ※参考資料 1

2. 前文 ⇒ 意見を踏まえて次回案文を提示

山形県の文化の歴史、特色

【第1回例示】

- ・ 最上川、舟運文化、出羽三山、精神文化
- ・ 黒川能や林家舞楽など各地に残る民俗芸能
- ・ 歌人や作家など多くの著名な文化人
- ・ 山形交響楽団、山形美術館
- ・ 県都のシンボル山形県郷土館「文翔館」

【第1回懇話会の意見】

- ・ 出羽三山に代表される精神文化、最上川に育まれた舟運文化が、本県の県民性、産業の礎であり大切である。
- ・ 縄文の女神、草木塔なども誇れる精神文化として盛り込むべきである。
- ・ 戦後、山形が生み出してきた新しい分野の芸術にも素晴らしいものがあるのでしっかり入れ込んでほしい。(服飾、工業デザイン、建築、国際ドキュメンタリー映画祭、山形ビエンナーレなど)
- ・ 山形の風土の中で生み出されてきた伝統的なものづくり、食文化なども誇れる文化芸術に入るのではないか。

文化の意義

【第1回例示】

- ・創造性や感性を育み、豊かな人間性を涵養
- ・人々がお互いを理解、尊重し、共に生きる社会の基盤
- ・喜びや感動、精神的な安らぎ

【第1回懇話会の意見】

・民俗芸能は地域に根ざすものであるように、文化を通して地域の特性、固有性を知ることができることも入れてほしい。

文化への新たな期待

【第1回例示】

- ・地域への愛着・誇りの醸成
- ・文化を活かした観光や産業の振興、まちづくり

【第1回懇話会の意見】

・地域をつなぐ役割、外の人との交流の創出、山形の風土や自然と人とのつながりを回復させることも盛り込んでほしい。

・高齢者が生き生きと文化芸術に関わり、担い手となり、地域活性化に役割を果たしていくという気持ちが持てるような内容を入れ込んでほしい。

・生涯現役で文化芸術活動を続けることは、健康や生きがいづくりの面でも大事であることも入れてほしい。

条例制定の契機

【第1回例示】

- ・出羽三山の日本遺産認定など
- ・山形駅西口拠点施設の開館

【第1回懇話会の追加意見】

・少子高齢化が進む中、活力を失う地域社会への危機意識についても盛り込んではどうか。

条例に込めた決意

【第1回例示】

- ・新たな施設を拠点として、文化に期待される役割を最大限に発揮
- ・県民はじめ文化に関わる多様な主体が一体になって取組む。
- ・本県の豊かな文化を享受、創造、継承
- ・文化の多様な可能性を人づくり、地域づくりに活かす。

【第1回懇話会の意見】

・さらに、文化芸術は、現代社会においても十分に意義や価値があることから、改めて見直し、磨き直しを行うということも入れてほしい。

3. 目的 ⇒ 他の項目が固まった段階で法令と調整

条例に定める内容

【第1回例示】

- ・文化に関する施策の基本理念
- ・県の責務、市町村、県民、文化団体等、教育機関、事業者の役割
- ・文化に関する施策の基本事項
- ・文化活動に対する財政的な支援措置
- ・文化推進基本計画等の策定 など

目指すべき姿

【第1回例示】

- ・県民一人ひとりが喜びと幸せを実感できる活力あふれる山形づくり
- ・心豊かな県民生活及び活力あふれる地域社会の実現 など

4. 基本理念 ⇒ 第1回懇話会の意見を踏まえ【案】を作成

【第1回例示】

- ・県民の自主性及び創造性の尊重並びに能力発揮のための配慮(基本法1, 2)
- ・県民が等しく文化を鑑賞し、創造し、文化活動に参加できる環境の整備(基本法3)
- ・本県文化への県民の理解、愛着や誇りを育むための配慮(基本法8を含む)
- ・本県文化の保護、継承、発展向上のための配慮(基本法5, 6)
- ・本県の文化資源の活用による地域活性化(基本法10)
- ・本県文化の発信・交流等の推進(基本法7)
- ・県民、文化団体等と行政との連携・協働

【提示案】

- ・県民の自主性及び創造性の尊重並びに能力発揮のための配慮(基本法1, 2)
- ・県民が等しく文化を鑑賞し、創造し、文化活動に生涯を通じて参加できる環境の整備
(基本法3)
- ・本県文化への県民の理解、愛着や誇りを育むための配慮(基本法8を含む)
- ・本県文化の保護、継承、発展向上のための配慮(基本法5, 6)
- ・本県の文化的資源の活用による地域活性化
- ・本県文化の国内外への発信・文化交流等の推進(基本法7)
- ・県民、文化団体等、事業者、教育機関、行政との連携・協働
- ・観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的連携(基本法10)

参 考

【文化芸術基本法】※下線はH29.6の改正部分

1. 自主性の尊重
2. 創造性の尊重及び地位の向上
3. 文化芸術創造享受権及び文化芸術活動のための環境の整備
4. 日本及び世界の文化芸術の発展
5. 多様な文化芸術の保護及び発展
6. 地域の特色ある文化芸術の発展
7. 日本の文化芸術の世界への発信
8. 児童生徒等に対する文化芸術教育の重要性
9. 国民の意見の反映
10. 観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的連携

5. 責務、役割 ⇒ 第1回懇話会の意見を踏まえ【案】を作成

【第1回例示】

- ・ 県の責務：県の文化に関する施策の策定・実施等
- ・ 県民の役割：自主的な文化活動を通じた文化の振興・継承
- ・ 市町村の役割：地域の特性に応じた文化に関する施策の策定・実施等
- ・ 文化団体等の役割：自主的な文化活動を通じた文化の保護・継承・振興
- ・ 事業者の役割：文化活動の実践、支援を通じた文化の保護・継承・発展
- ・ 教育機関の役割：文化に親しむ機会の創出、調査研究、人材育成を通じた文化の保護・継承・発展

【提示案】

- ・ 県の責務：県の文化に関する施策の策定・実施等
- ・ 県民の役割：**文化への理解を深め**、自主的な文化活動を通じた文化の・継承・発展・創造
- ・ 市町村の役割：地域の特性に応じた文化に関する施策の策定・実施等
- ・ 文化団体等の役割：自主的な文化活動を通じた文化の継承・発展・創造
- ・ 事業者の役割：**事業活動**、文化活動の実践、支援を通じた文化の継承・発展・創造
- ・ 教育機関の役割：文化に親しむ機会の創出、調査研究、人材育成を通じた文化の・継承・発展・創造

参 考

【山形県文化振興プランにおける各主体の役割】

1. 地域の文化活動の主体（県民）：主体的、積極的な文化活動、伝統文化の継承
2. 文化芸術団体：文化芸術における地域リーダーとしての活動、実践
担い手の育成により文化芸術の次世代への継承
3. 県：文化振興プランの策定、文化活動基盤の整備、広域的な文化事業の実施
市町村：地域の文化施設整備、文化芸術活動機会の提供、伝統文化の保護・継承の支援
4. (公財)山形県生涯学習文化財団：文化芸術事業の企画、コーディネート、文化芸術活動への支援、アウトリーチ活動
5. 教育機関：学校教育や課外活動の活用による文化に親しむ機会の創出、地域の文化活動に参加できる環境で整備
6. 文化関連施設：文化芸術鑑賞、活動参画の機会提供、専門人材の育成、地域住民の文化芸術活動の拠点
7. 企業等：地域の文化活動への支援

6. 基本的施策 ⇒ 第1回懇話会の意見を踏まえ条例における【対応案】を作成

①文化の振興

【意見の概要】

◇山形の優れた文化の継承・発展を図る

- ・「縄文の女神」「出羽三山」、「草木塔」に代表される精神文化、最上川の舟運文化など山形県特有の大切な文化について、具体的に記載すべきではないか。
- ・山形県の誇る文化に成熟したデザイン、映画、写真等新しい分野の芸術についても盛り込むべきである。
- ・山形の風土の中で生み出されてきた伝統的なものづくり、食文化なども誇れる文化に入るのではないか。

論点への対応（案）

□文化の振興

■芸術の振興

文学、音楽、美術、(書道)、**写真**、演劇、舞踊、その他の芸術

■メディア芸術の振興

(**映画**、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術)

■伝統文化の継承及び発展

日本古来の伝統芸能

(雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能をいう。)

地域の伝統文化(祭り、伝統行事、民俗芸能その他の伝統文化をいう。)

■生活文化等の振興

生活文化(華道、茶道、書道、その他の生活に係る文化をいう。)

国民娯楽(囲碁、将棋、その他の国民的娯楽をいう。)

芸能(講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)をいう。)

■文化財等の保存及び活用(有形及び無形の文化財並びにその保存技術)

■**デザインの保存及び活用**

(**服飾、家具、工芸品、建築その他のデザイン**)

■**伝統工芸等の継承及び発展**

伝統工芸(山形鑄物、山形仏壇、天童将棋駒、置賜紬、羽越しな布、その他の伝統工芸)

食文化(四季折々の豊かな農林水産物、郷土料理、行事食、地酒、その他の食文化)

■**山形特有の文化の継承及び発展**

(出羽三山信仰、草木塔その他の精神的文化、最上川舟運文化、その他の山形特有の文化)

【第1回懇話会における意見】

- ・山形県は、出羽三山に代表される精神文化、最上川に育まれた舟運文化、これが本県の県民性、産業の礎を形づくってきた。この二つが大切である。
- ・「山形らしさ」を考えたとき、食、農業、雪、縄文時代のことに触れて頂くといいのでは。
- ・「草木塔」は山形県に300近くあると言われているが、意外と抜け落ちてしまっている部分ではないか。
- ・山形といえばこれというような山形の顔になるものを設けるべきだと思う。それは、精神文化、草木塔のような、自然の恵み、山、川、里など自然に感謝する考え方、気持ち、これは日本人のベースにあるものだと思う。そういったものが山形から生まれていくということにフォーカスしてそれをきちんと学んでいく、それは、出羽三山、最上川、舟運文化、様々な芸能、食も含めてすべてにつながっていくことだと思う。
- ・草木塔や縄文の女神、羽黒山の五重塔や即身仏など見事なものを私達の先祖は作ってきた。そういうものを具体的に記載していかないと残っていかない。
- ・建築、工芸などのデザインも山形県の誇る文化に成熟したものがいろいろある。デザインの部分では佐藤繊維さんが世界的にも素晴らしいものを作っているし、奥山清行さんというデザイナーも輩出している。何十年も前から世界的に活躍している個人や企業が出ているので、デザインという部分も視野に入れていただきたい。
- ・伝統的なものづくり、米織、紅花染め、こけし、張子といった郷土玩具、自然と共に暮らす我々の風土の中で生み出されていったものづくりというものも誇るべき文化芸術の中に入ってくるのではないかと思う。

②文化に親しむ環境づくり

【意見の概要】

◇県民が文化に親しむ機会の充実

- ・ 県民誰もが等しく文化を鑑賞したり文化活動に参加することができる機会の充実が大切。
- ・ 山形交響楽団をはじめとする山形県の優れた文化の振興が必要
- ・ 文化施設の充実、文化の発表の機会の創出等の環境づくりが必要。

◇事業者等による文化活動の支援

- ・ 地域における県民・文化団体の主体的な活動促進するためには、基金等による活動を支援するしくみが必要。
- ・ 文化を活かして観光や産業の振興を図るためには、企業全体として文化活動を支えていくことが期待される。

論点への対応（案）

文化に親しむ環境づくり

■文化に親しむ機会の充実

- ・ 県民が文化を鑑賞し、創造し、これに参加する機会の充実、発表の機会の創出
- ・ 優れた文化団体の活用

■文化施設の機能充実、活用促進

- ・ 美術館、博物館、音楽堂その他の文化施設の機能の充実、活用の促進

■文化情報の収集及び提供

- ・ 文化に関する情報の収集及び提供

■事業者等による文化活動の促進

- ・ 事業者等による文化活動の実践、支援を促進
- ・ 「やまがた社会貢献基金」等を活用した企業の支援を促進

【第1回懇話会における意見】

- ・山形交響楽団は東北に2つしかないプロオーケストラであるが、財政的にも非常に厳しいと聞いている。条例に盛り込んでいただくのは、心強いことである。
- ・みずみずしい感性を持った小中学生の時にこそ、本物を見て体験して、本物を聴いてという体験活動が非常に大事になってきているのでそういうところを強調していきたい。体験こそが豊かな人生、これからの人生設計に大きな役割を果たす。
- ・少子高齢化社会で、高齢者が生き活きと文化に関わり、担い手となり、地域活性化に役割を果たすこと。
- ・そういう意味でチャンスを与えて頂くことは大事、新しくできる西口拠点施設の竣工が待たれる。各地域でやってきたことをそこで発表するということで盛り上がっている。喜びと楽しみと未来への展望を与えていただくことが必要。

- ・県芸文協会の事業として、総合型文化クラブを実施している。そういう活動を実践する時に支援の大きな部分は基金。わずかでも財政的な支援があれば主体的な活動ができる。周辺の町村の親と子どもたち、生涯学習推進員などが連携した活動ができるようになってきているので、育てる、支えるという部分の措置ができればいいのではないかな。
- ・文化もまさに全産業がそこに関わって、雇用を産業界として産んで若者の流出を防ぐということが必要。観光並びに産業というところに文化が基盤として入って雇用を生みながら企業全体が県の芸術文化を支えていくという形に期待したい。

③文化を育む人づくり

【意見の概要】

◇山形県の文化に対する県民の意識の向上

- ・山形県民が、山形の文化の魅力を発信できるよう文化に対する理解を深め、誇りに思う心を育むことを盛り込むべき。
- ・県民が文化活動の主役であることを認識し、主体的に文化活動に様々な形での参画を進めることが必要。

◇子どもたちが文化に触れる機会の充実

- ・幼少期から優れた文化に触れることは、豊かな心の育成のために非常に大切。
- ・地域において、学校や文化団体の連携により、地域の伝統文化体験や芸術鑑賞などの機会を充実させる取り組みが必要。

◇高齢者が生涯を通じて文化活動に参画する環境づくり

- ・少子高齢化社会にあって、高齢者は、文化を次世代へ継承するとともに自らも担い手として、生涯現役で文化活動を続けていくことが期待される。
- ・文化活動への参画により、人との交流、地域との繋がりが生まれ、生きがいづくり、健康増進等健康・福祉面での効果も期待される。

◇文化の振興・活用を支える人材の育成

- ・文化的資源を観光や産業の振興、まちづくり等に活用するためには、文化事業の企画や文化施設の魅力向上等のノウハウを持ち、文化活動を支える人材の育成が必要。
- ・文化を側面から支えるボランティア的な活動の活用が必要。

論点への対応（案）

文化を育む人づくり

■県民の意識の向上

- ・ 県民の文化に対する理解、意識の向上、普及啓発
- ・ 郷土の歴史や文化を知り、学ぶ機会の創出

■次世代を担う子どもたちの育成

- ・ 幼少期から文化を鑑賞・体験する機会の創出

■高齢者の参画意欲の醸成

- ・ 生涯現役で文化活動に参画する意欲の醸成

■文化の振興・活用を支える人材の育成及び支援

- ・ 文化の創造的活動を行う者や伝統文化を継承する者の育成・支援
- ・ 文化財の保存・活用や文化事業の企画、文化施設の運営等の専門的知識、技術を有する者の育成・支援

- ・ 文化に関するボランティアの育成、拡大

□「教育機関の役割」⇒ 文化親しむ機会の創出

【第1回懇話会における意見】

・山形県には素晴らしい文化があるにも関わらず県内の人の認識が薄い。山形県には何があるか、何が面白いのか、どんな特色があるのかを語れる人がなかなかいないのがマイナス点。自分の地域の自慢をすることで魅力が伝わり、地域が活性化する。山形県を語れる山形県民を育てるということを条例の中にきちんと盛り込むことが大きなポイント。

・街中アートは、芸術文化団体自ら市民へPR活動を行うもので、その中で面白さに目覚め、芸術文化団体への加入や新しい動きが組織的に広がってきている。

・(文化財など)足元にすごいものがあるのにあまり知られていない。

・あなたの出身の山形県はどういうところ?と聞かれたときにどう説明するか。

・県芸文協会の事業として、総合型文化クラブを実施している。子どもたちは、呼びかけられて動き出して、楽しさを体験していく。呼びかけられることがなければ素通りしていく。子どもが学ぶと親も加わってもらえる。

・芸文協会の会員が子どもたちにボランティアで教えたいという動きはあるが、学校現場では、忙しくてなかなか受け入れが困難な状況。そういう部分も条例に盛り込んでいただければ意欲のある方はたくさんいる。

・学校現場では主要科目以外の目に見えない心を育てる部分がおざなりにされていると感じるが、みずみずしい感性を持った小中学生の時にこそ、本物を見て体験して、本物を聴いてという体験活動が非常に大事になってきているのでそういうところを強調していきたい。

・少子高齢化社会で、高齢者が生き活きと文化に関わり、担い手となり、地域活性化に役割を果たすこと。若者や後継者がいないとお聞きするが、今の担い手の60代、70代はかつては引退の年齢であったが、私は、「引退しないでこれからはますます主役になるつもりでいてください」と言っている。条例制定によって高齢の方が自覚できるような、隠居の年ではないという気持ちになっていただけるようなことを基本的政策などに盛り込んでいただければ。

・合唱を指導しているが、80代の方もおしゃれをして一生懸命に活動している。人と交わって、生涯現役で、自己表現できる場所というのは、これから、健康の面、医療費削減の面でも非常に大事。文化団体の役割も大きいのでそういう事も入れていただきたい。

・徳島の阿波踊り、福島の水族館などは見せ方が非常にうまい。山形県内の文化施設の関係者も見せ方を学ぶのが重要。文化施設、芸術関係の方がブラッシュアップの取組みをすることで、県内の方も関心を持つことが可能だと思う。

・私の地元では文化財的な庭園や建物を残すためのボランティア活動に短歌クラブを活用している。文化の担い手、意識するしないに関わらず、主体性を育て上げる形での支援が必要であり、かつ、地域住民の意識改革も必要。

・講が機能していないので、様々な方々に修行の機会を開いたりそれぞれの宿坊が工夫して修験文化を守るために活動されている実態がある。

④文化を活かした地域づくり

【意見の概要】

◇文化を通じた地域づくりを進める

- ・地域の伝統文化、民族芸能にはそれぞれの地域の固有性があり、それを知ることによって地域への愛着や誇り、アイデンティティの形成が図られる。人口減少社会において、地域の文化的資源を活用し、地域住民の精神的な繋がりや地域同士の連携を育み、地域の振興を図ることが期待される。
- ・文化的資源の活用には、地域の文化の振興・継承の拠点づくり、ボランティア的な活動の効果的な導入などが大切。

◇優れた山形の文化を世界に発信すること

- ・山形には、「出羽三山」に代表される精神性豊かな文化をはじめ、デザイン、映画、写真等新しい分野の芸術や豊かな食文化など世界に誇れる素晴らしい文化がある。それらを国内のみならず世界へ向けて発信する必要がある。
- ・世界へ向けた発信や国際交流の拡大により、山形の文化のブランド力の強化が図られることが期待される。

◇文化を活用した観光・産業振興を進める

- ・山形の文化的資源の磨き上げや新たな活用により、インバウンドも含めた観光誘客の拡大による山形創生が期待される。
- ・文化の活用を図ることで、山形県の優れた文化の継承・発展にもつながる取り組みとなることが重要。
- ・文化に関わる地域の関連産業による新たな雇用の創出、産業の振興を進めていくことが必要。

論点への対応（案）

文化を活かした地域づくり

■文化による地域づくり

- ・ 地域の文化的資源の活用による地域活性化

■山形の文化の発信

- ・ 山形の優れた文化の世界へ向けた発信、ブランドの確立

■文化交流の拡大

- ・ 文化を通じた国内外との交流促進

■文化に関連する産業の創出及び振興

- ・ 文化関連産業による産業の振興

■文化を活かした観光振興

- ・ 山形の特色ある文化を活用した観光振興

【第1回懇話会における意見】

- ・地域と地域との結びつき、連帯というものが、今後ますます民俗芸能同士の似通ったものや全く違うものとのコラボレーションなどもあり得るので、地域同士の横の連携というものも盛り込んでいただければと思う。
- ・民俗芸能は、地域に根ざすものであり、地域の固有性とか、特性が非常に大事である。地域の固有性を知ることになるというような意味のことを書いてほしい。
- ・少子高齢化の時代、活力を失う地域社会の危機的意識を持たなければならない。(再掲)
- ・学校の統廃合が進み、特に小学校は、文化の拠点となっていたが、地域住民の精神的な繋がり、地域の文化を語る機会が数少なくなっているため、そこを補うような施策が必要。地域の人と人とのつながり、世代間に引き継いでいくものもそういう措置が必要。
- ・地域づくりという部分では、文化は個人的な活動であると同時に、地域で承認され、地域で力を貸し合って初めて根づいていくもの。私の地元では文化財的な庭園や建物を残すためのボランティア活動に短歌クラブを活用している。文化の担い手、意識するしないに関わらず、主体性を育て上げる形での支援が必要であり、かつ、地域住民の意識改革も必要。(再掲)
- ・講が機能していないので、様々な方々に修行の機会を開いたりそれぞれの宿坊が工夫して修験文化を守るために活動されている実態がある。(再掲)

- ・文化振興プランを作ったときに山形の文化のブランディングという意見が出された。文化にもブランド、山形といえばこれというような山形の顔になるものを設けるべきだと思う。いろいろ意見はあると思うが、それは、精神文化、草木塔のような、自然の恵み、山、川、里など自然に感謝する考え方、気持ち、これは日本人のベースにあるものだと思う。
- ・外の人達はいいい意味でのもう少し表層を見ている。クールでわかりやすい。そしてグローバルで海外の人が見てもそれは優れたデザインだと理解ができる。優れたデザイン的なもの、戦後、山形が生み出していった新しい分野の芸術にも素晴らしいものがあるという外からの視点に気づかされる。
- ・文化の新たな期待というところで、芸術文化について、地域間連携というお話があったが、地域間競争もできるし、国際交流もできる。
- ・モニュメントが本当は必要。
- ・プランの基本理念には、「世界中の人々が訪れたい『日本』が息づく文化のくに山形をつくります」とある。先ほど世界に誇るものがたくさんあることをもっと知らしめるべきというお話があった。国際ドキュメンタリー映画祭という世界から人が訪れる大きな事業を20年以上もやっているということ考えたときに決意の中には山形県という内向きの姿勢の文章だけではなくそういった部分の文言を入れてほしい。

【第1回懇話会における意見】

- ・旅づくりにおいて、この資料に記載されている①～⑨に旅の目的がすべてある。
- ・徳島の阿波踊り、福島の水族館などは見せ方が非常にうまい。山形県内の文化施設の関係者も見せ方を学ぶのが重要。文化施設、芸術関係の方がブラッシュアップの取組みをすることで、県内の方も関心を持つことが可能だと思う。(再掲)
- ・観光庁で99プラスというプロジェクトを始めた。世界から日本にやってくる観光客に向けて日本全国の99カ所のデザインの聖地を英語版で作って公開している。山形からは土門拳記念館、銀山温泉、天童木工シヨールーム、山形ビエンナーレが選ばれている。
- ・文化もまさに全産業がそこに関わって、雇用を産業界として産んで若者の流出を防ぐということが必要、観光並びに産業というところに文化が基盤として入って雇用を生みながら企業全体が県の芸術文化を支えていくという形に期待したい。(再掲)
- ・和食が日本文化として世界的に認められている中、山形の豊かな食をPRすることで観光、来訪者を受け入れる下地づくりに繋がっていく。山形創生に繋がるような活力作りに新しい条例が繋がっていかねばという思いである。
- ・海外からインバウンドで多くのお客様を呼び込むというミッションもある。
- ・一つ一つの文化、地域、人を結びつける役割が、旅行会社であり、観光関係の業者にあるのではないか。

7. その他 ⇒ 第1回懇話会を踏まえ、【案】を作成

計画等の策定

【第1回例示】【提示案】

- ・文化推進基本計画（基本法第7条の2 努力義務）

審議会等の設置

【第1回例示】【提示案】

- ・条例設置とせず、要綱等で文化推進懇話会等を設置し、意見聴取を行う。

基金等の設置

【第1回例示】【提示案】

- ・やまがた社会貢献基金が既に設置され、実質的に文化活動に使える仕組みになっているため、条例設置としない。※5に記載のとおり